

市第48号議案

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

等の一部改正

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

等の一部を改正する条例

（横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第1条 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（保育所の職員配置に係る特例）

7 当分の間、第44条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならぬ。

（横浜市認定こども園の要件を定める条例の一部改正）

第2条 横浜市認定こども園の要件を定める条例（平成27年2月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(職員資格に係る特例)

5 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第3条第4号ア(ア)から(イ)までの規定により算定した場合における認定こども園に置かなければならない職員の数が1人となるときは、当分の間、同条第5号の規定にかかわらず、同条第4号の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち1人は、保育士登録を受けている者又は幼稚園教諭免許状を有する者と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者とすることができます。

(横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

9 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第6条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考1の規定にかかわらず、保育教諭と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者とすることができます。

(横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第4条 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

附則に次の1項を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

8 第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、当分の間、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は、1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

保育所等における保育士等の配置に係る特例を定める等のため、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正したいので提案する。

参考

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

附 則

(第1項から第6項まで省略)

(保育所の職員配置に係る特例)

7 当分の間、第44条第2項ただし書の規定を適用しないことがで
きる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が
1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及
び経験を有すると市長が認める者を置かなければならぬ。

横浜市認定こども園の要件を定める条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現行)

附 則

(第1項から第4項まで省略)

(職員資格に係る特例)

5 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少數である時間帯
において、第3条第4号ア(ア)から(イ)までの規定により算定した場
合における認定こども園に置かなければならない職員の数が1人
となるときは、当分の間、同条第5号の規定にかかわらず、同条
第4号の規定により認定こども園に置かなければならない職員の
うち1人は、保育士登録を受けている者又は幼稚園教諭免許状を
有する者と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者とする
ことができる。

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

附 則

（第1項から第8項まで省略）

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

9 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少數である時間帯において、第6条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならぬ職員のうち1人は、同項の表備考1の規定にかかわらず、保育教諭と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者とすることができる。

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する

条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（職員）

第23条（第1項省略）

2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項の国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次のい

ずれにも該当するものとする。

(第1号省略)

(2) 法第18条の5各号及び第34条の20第1項第3号のいづれにも
第34条の20第1項第4号
該当しない者

(第3項省略)

附 則

(第1項から第7項まで省略)

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

8 第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、当分の間、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は、1人以上とすることができます。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならぬ。